

大和郡山市告示第35号  
令和元年 7月 3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する、同法第20条第1項の規定により、次のとおり公告し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

大和郡山市長 上田 清

1. 変更に係る都市計画の種類  
大和都市計画生産緑地地区
2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
北郡山町地内、魚町地内
3. 縦覧場所  
大和郡山市都市建設部都市計画課内